

令和6年度事業計画

- ④・「障害者」の漢字表記は、法律や制度の用語によるもの
- ・「全国手をつなぐ育成会連合会」を「全育連」と略記

1. 事業・活動の基調

障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の施行後も知的障がい者への虐待は後を絶たず、引き続き権利擁護と共生社会の実現を目指し、理解促進のための啓発活動を県下各地で着実に推進していくことが重要であります。

また、親や知的障がい者自身の高齢化が進み、「親なきあと」の対応が喫緊の課題となっています。障がいのある本人が、「親なきあと」も安心して幸せに暮らすことができるよう地域生活支援拠点を中心に、自立促進や医療介護を含む総合的な支援体制を整備していくことが重要です。

一方で、会員の高齢化と会員減少という組織的危機を前にして、若い親への加入働きかけや時代に即応した事業推進など、組織の活性化と存続への取り組みが急務となっています。

令和6年度は、これらを踏まえ、「知的障がい者の権利擁護」を重点目標とし、引き続き疑似体験啓発活動など知的障がい者に関する社会啓発事業、障害基礎年金学習会などの事業を実施するとともに、今年度から新たに「(仮称)知的障がい者何でもダイヤル」を開設し、知的障がい者の福祉の増進を図ることとします。

今後とも、県下各地の育成会、全国および近畿の育成会組織と緊密に連携し、活動の質的充実と組織運営の安定化を図ってまいります。

2. 事業・活動の重点目標

(1) 組織の活性化と財政基盤の健全化

会員の高齢化や減少などの課題を抱えた市町育成会の組織体制の維持・充実を図るため、未加入の保護者を対象に含めた年金学習会を開催し知的障がい者の生活の安定を図るとともに、特別賛助会員を設け新たな会員の獲得に取り組んでまいります。

また、全育連における福利厚生事業の紹介など、育成会活性化に向けた必要な情報の提供を行います。なお、情報提供に当たっては、本会のホームページやメールの活用により迅速・効率的な提供を行うよう努めます。

そして、能動的な運動組織体として、引き続き、国や県行政に対する施策提案、制度改善要求活動を積極的に進めます。

財政基盤の健全化については、令和2年度から令和6年度までの5年間の期間とした第3次県育成会財政健全化中期計画を基に、経費削減や賛助会員の拡大、寄付金収入の増加を図る等の取り組みを展開します。

(2) 理事会専門委員会活動の推進

育成会発展に向けた提案および市町・県育成会の組織・運営にかかる諸課題の検討を行うため、次の専門委員会を設置し、しっかりと取り組んでまいります。

①政策提言検討委員会

市町育成会や施設保護者会の様々な声を集約し、施策に反映できるよう、国・県の予算等への政策提言・要望活動を展開します。

②権利擁護検討委員会

滋賀県障害者差別のない共生社会づく条例に基づく具体的施策の取り組み状況を確認し必要な提案を行うとともに、昨年度発行した「わたしのサポートファイル」を活用していただけるよう広報活動に努めます。(滋賀県知的障害児者生活サポート協会(以下、「県生活サポート協会」という。))と共同実施)

なお、市町育成会の会員拡大・組織活性化を図る等の育成会活性化に向けての検討および令和7年度から令和11年度までの5年間を期間とした第4次県育成会財政健全化中期計画の策定に関しては、両委員会共通の所管事項とします。

(3) 啓発キャラバン隊活動の充実・発展

知的・発達障がい者への正しい理解を深めるための擬似体験研修を実施する啓発キャラバン隊「びわこ☆めだか隊」・「花B e e」の活動推進と市町育成会への波及等について積極的に取り組みます。(共催：県生活サポート協会)

新 (4) 「(仮称) 知的障がい者何でもダイヤル」の開設

知的障害者が住み慣れた地域社会の中で、家族とともに安心・安全に生活していくためには、障害者の身近に必要なサービスが整備されることと併せて、障害児者の日常生活における様々な悩みや困りごと、また成年後見制度の手続きなど具体的な相談が円滑に行わなければならない。

そこで、地域における相談支援事業を補完するとともに、より障害者や家族に寄り添った相談活動を実施するため、県生活サポート協会との共催で新たに「(仮称) 知的障がい者何でもダイヤル」を開設・運営することとします。

(5) 「しが本人の会 なかよし会」活動の充実・発展

「しが本人の会 なかよし会」の活動に対し、会議交通費等財政支援を図るとともに、本人活動支援員の配置により活動の支援を強化し、県域としての組織力を高め、本人の会交流会や新聞づくりの充実・発展に協力・支援します。

(6) 研修事業の実施

障がい福祉をめぐる現状や様々な制度・施策の内容を正しく理解するため、第58回滋賀県知的障がい者教育福祉振興大会の開催をはじめ、タイムリーな情報を伝え、学習や情報交換を行う研修事業に取り組みます。

(7) 年金学習会の開催

会員の高齢化や減少などの課題を抱えた市町育成会の組織体制の維持・充実を図るため、県生活サポート協会と共催で市町育成会単独または複数の育成会を単位として年金学習会を開催し、障がい者の生活の安定を図るとともに、新たな会員の獲得に努めます。

(8) 滋賀県地域活動・就労支援事業所協議会との連携強化

全国手をつなぐ事業所協議会が全育連の正会員になったことをふまえ連携強化を図り、障害者事業所（作業所）の充実・発展とともに、育成会の活性化等に向けた協議・検討を行います。

また、近畿ブロックの事業所協議会や全国手をつなぐ事業所協議会とも連携を深め、情報交換を行うとともに、職員等の資質の向上のための研修（虐待防止研修等）を実施します。

(9) 障害者アート公募展の開催

障がい者の社会参加の促進や造形活動の裾野を広げるとともに、県民の障がい者理解と認識を深めるため、これまで出展機会の少なかった障がい者の造形作品の公募展「ぴかつ to アート展」を、障害者週間の時期に合わせてイオンモール草津(草津市)において開催します。

また、県全域において障がい者理解と認識が高まることをめざして、湖南地域以外において巡回展を催します。

3. 会 議

- (1) 令和6年度理事会（必要に応じて・キラリエ草津）
- (2) 令和6年度通常総会（5月下旬・キラリエ草津）
- (3) 令和6年度三役会（必要に応じて・キラリエ草津）
- (4) 理事会専門委員会（各委員会2回程度・キラリエ草津）
- (5) 近畿手をつなぐ育成会連絡協議会役員会（偶数月・web開催）
- (6) 全育連定時総会（6月21日・東京都）
- (7) 全国手をつなぐ育成会代表者および事務局長合同会議（未定・東京都）
- (8) その他、市町育成会および障害福祉関係の諸会議に参加（随時）

4. 事業

(1) 啓発・広報事業

- ① 機関紙「手をつなぐしが」の発行 年2回
- ② 全育連機関誌「手をつなぐ」の頒布と購読の拡大促進
- ③ 「手をつなぐ子ら」の鉛筆等の頒布による障がい者への理解の促進
- ④ 知的障がいに係る擬似体験研修を実施する啓発キャラバン隊活動の推進
(共催：県生活サポート協会)
- ⑤ 障害者週間啓発活動への参加 (主催：滋賀県障害者社会参加推進協議会)

(2) 育成会の基盤強化

- ① 県生活サポート協会との共催による年金学習会の開催、啓発キャラバン隊の活動やホームページの活用、機関紙等により会員の加入促進を図る。
- ② 各種情報を収集・提供し、各会員間の連携強化を図る。
- ③ 市町育成会総会への参加により全国の状況等を提供し、情報交換を行う。
- ④ 市町育成会等が行う新成人を祝う会等への支援を行う。

(3) 研修事業

- ① 年金学習会の開催 (共催：県生活サポート協会。再掲)
- ② 第9回全育連全国大会 [秋田大会] (10月12～13日・秋田市)
- ③ 第63回近畿知的障がい者福祉大会 [大阪市] (12月1日・クレオ大阪中央)
- ④ 第58回滋賀県知的障がい者教育福祉振興大会 [長浜・彦愛犬ブロック]
(10月19日・ひこね市文化プラザ)
- ⑤ 第10回全国手をつなぐ事業所協議会全国研修会 (11月9日・札幌市)
- ⑥ 第15回全育連権利擁護セミナー (R7年1月・尼崎市)
- ⑦ 全育連育成会フォーラム・行政説明会 (3月上旬・web)
- ⑧ 令和6年度近畿ブロック手をつなぐ育成会リーダー養成研修会 (9月26日・奈良県)
- ⑨ 滋賀県地域活動・就労支援事業所協議会総会 (6月中旬・場所未定)
- ⑩ 知的障害者相談員・会員研修会 (年間2回) (日時・場所未定)

(4) 受託事業

- ① 障害者社会参加推進事業

(A) 知的障害者相談員活動強化事業（再掲）

相談員活動を強化するための研修会・情報交換を行う。（年2回）

(B) レクリエーション教室開催事業

障がいのある人同士の交流を図る各種レクリエーション教室を開催する。

(C) 本人活動支援事業

障がいのある人が、自分に自信をもち仲間たちと話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援する。

第16回本人の会交流会

[守山]（日時・場所未定）

広報部会（随時）

② 心身障害者扶養共済事業

③ 障害者アート公募展開催事業（再掲）

④ 共生社会の理念の浸透に向けた啓発事業（啓発キャラバン隊活動事業。共催：県生活サポート協会。再掲）

⑤ 県生活サポート協会事務局事業

⑥ 滋賀県地域活動・就労支援事業所協議会事務局業務

新⑦ 「(仮称)知的障がい者何でもダイヤル」運営業務（共催：県生活サポート協会。再掲）

(5) 団体等の強化育成事業

① 障がい者の社会参加推進のための各種事業の取り組みへの支援

② 県生活サポート協会との連携強化

③ 障害者事業所（作業所）の安定的運営に向けた取り組みへの支援

④ 特別会員団体との連携強化

(6) その他の事業

① スポーツの振興

(A) 第24回全国障害者スポーツ大会への参加と協力

(10月26日～28日・佐賀県)

(B) 滋賀県障害者スポーツ協会主催の各種スポーツ大会への参加と協力

(C) スペシャルオリンピックス日本滋賀への参加と協力

② 糸賀一雄記念財団事業への参加と協力

③ 糸賀一雄記念賞音楽祭への参加と協力

④ 知的障がい者の福祉増進に貢献した人および社会活動に努力した本人に対する表彰

⑤ その他、組織および財政強化、また本会の目的達成のために必要な諸事業の取り組み